

JSTOA (自) 25 第 22 号

2025 年 10 月 24 日

正 会 員 代 表 者 殿

賛 助 会 員 代 表 者 殿

後 援 会 員 代 表 者 殿

一般社団法人 日本 STO 協会
会 長 北 尾 吉 孝

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 処分通知等のデジタル化に係る「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集について

募 集 期 間： 2025 年 10 月 24 日(金)から 2025 年 11 月 21 日（金）17 時 00 分まで

所 管： 自主規制委員会

内 容： 本協会が行う外務員等処分には、国からの委任を受けて行う行政処分と自主規制機関独自で行う自主規制処分がありますが、これらの処分にあたっては、行政手続法、金融商品取引法及び「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」に定めるところにより、聴聞又は弁明に関する通知等を行い、処分が決定した場合は処分対象者等に対して処分の通知を行っているところです。これらの通知等については、当該法令規則において書面で行うことが規定されていることから、書面を郵送する方法により、通知等を行うこととして参りましたが、国や地方自治体が行う行政処分については、処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となるよう検討が進められ、令和 5 年 3 月 31 日には、デジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を公表し、処分通知等のデジタル化を推進しているところです。

このような状況を踏まえ、今般、本協会が行う外務員等処分に関する処分通知等のデジタル化を図るため、「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」及び「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部を改正することといたしました。

改正を行う規則

「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」

「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」

「処分等に関する規則」

詳細は添付資料をご高覧ください。

○ パブリックコメントの募集方法

郵便又は本協会 Web サイト経由により募集

郵便の場合：〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 1 番 8 号

一般社団法人日本 STO 協会 自主規制企画・業務部 あて

本協会 Web サイト経由の場合：<https://forms.cloud.microsoft/r/v95kteN3vs>

○ 本件に関するお問い合わせ先：

自主規制企画・業務部 TEL：03-6272-8327 E-mail：info@jstoa.or.jp

以 上